

◎この申告書は上場株式等の配当等所得・譲渡所得等について所得税と異なる課税方式を選択する場合には市民税・県民税申告書と一緒に提出してください

令和 年 月 日提出		宛名番号	
現住所			
1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 上記と同じ		
フリガナ		生年月日	電話番号
氏名	Ⓜ	明・大・昭 平・令	— —

※該当する番号に○をつけてください。

- 1 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、すべて市民税・県民税では申告しません。
- 2 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、市民税・県民税では下記の所得とします。

	確定申告書に記載した金額	市民税・県民税申告金額
配当所得 (総合課税分)	円	円
上場株式等の譲渡所得等※ (申告分離課税分)	円	円
上場株式等の配当所得等※ (申告分離課税分)	円	円
本年分で差し引く繰越損失額	円	円
翌年以後に繰り越される 株式等に係る譲渡損失の金額	円	円
配当割額控除額	円	円
株式等譲渡所得割額控除額	円	円

※上場株式等の譲渡所得等・上場株式等の配当所得等については、損益通算前の金額をご記入ください。

(あわせてご提出をお願いしている書類)

○確定申告書の控えの写し一式

(確定申告書の第1表～第4表(1)(2)及び株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など)

○特定口座年間取引明細書の写しや上場株式配当等の支払通知書の写しなど

※上記書類のご提出は、本市にて適正に課税方式を確認するためをお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

裏面の留意事項もあわせてお読みください。

## ◎所得税と市民税・県民税において、異なる課税方式を選択する場合の留意事項について

### 1. 申告書の提出期限について

所得税と市民税・県民税において異なる課税方式を選択する場合は、**納税通知書が送達する時までに**申告いただく必要があります。

(この期限を過ぎた場合は、所得税と異なる課税方式の選択はできませんのでご注意ください。)

また、確定申告書のみを提出された場合は、確定申告書における課税方式と同じ課税方式にて市民税・県民税の課税を行うこととなります。

### 2. 所得税と市民税・県民税において異なる課税方式を選択することが可能な所得について

所得税と市民税・県民税において異なる課税方式を選択することが可能な所得については、**上場株式等の配当に係る所得及び上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収を選択した特定口座分）**です。

※源泉所得されていない特定口座（簡易申告口座分）及び大口株主分、一般口座での取引に係る所得を申告不要とすることはできません。また、同一の源泉徴収口座内で、譲渡損失と上場株式等の配当等所得がある場合は、上場株式等の配当等所得に係る所得のみを申告不要とすることはできません。

### 3. 課税方式を選択することによる留意事項について

- ・申告不要を選択した場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の適用はありません。
- ・市民税・県民税の配当等所得及び譲渡所得等金額を申告することにより、国民健康保険料(税)・介護保険料・後期高齢者医療保険制度保険料、その他の行政サービスなどに影響を及ぼす場合があります。
- ・ご提出いただいた内容の確認のため、お問い合わせさせていただく場合がございますので、電話番号のご記入をお願いいたします。なお、確認が取れない場合、調査により年度の途中で課税が変更となる場合がございます。

<問い合わせ先>

川口市役所 理財部 市民税課

該当地区	担当係	電話番号
青木地区・芝地区・安行地区	市民税第2係	048-259-7636
中央地区・新郷地区・神根地区・戸塚地区	市民税第3係	048-259-7635
横曽根地区・南平地区・鳩ヶ谷地区	市民税第4係	048-259-7634

※市外にお住まいのかた、お住いの地区がご不明のかたは上記のどちらにでもお問い合わせください。